恵庭市議会委員会条例の一部改正について

恵庭市議会委員会条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年3月18日提出

恵庭市議会議員 市 川 愼 二 前 田 孝 雄 野 沢 宏 紀 柏 野 大 介 武 藤 光 一

記

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市議会委員会条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条~第14条 (略)	第1条~第14条 (略)
	(開会方法の特例)
	第14条の2 委員長は、次に掲げる場合におい
	て、映像と音声の送受信により出席者の状態を
	相互に認識しながら通話することができる方
	法(以下「オンライン会議システム」という。)
	<u>を活用した会議を開くことができる。</u>
	(1) 災害の発生、感染症のまん延その他やむ
	を得ない理由により会議の招集場所への参
	集が困難であると認める場合
	(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の
	出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得
	ない理由により会議の招集場所への参集が
	困難である委員からオンライン会議システ
	<u>ムを活用した会議の開会の求めがある場合</u>

現行	改正案
	(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合 2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望すると
	きは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 オンライン会議システムを活用した会議の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定め
(定足数) 第 15 条 (略)	る。 (定足数) 第 15 条 (略) 2 前条第 2 項の規定により委員長の許可を得て
第 16 条~第 18 条 (略)	会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び 第29条第1項の出席委員とする。 第16条~第18条 (略)
(秘密会) 第 19 条 委員会は、その議決で秘密会とするこ	(秘密会) 第19条 委員会は、その議決で秘密会とするこ
とができる。 	とができる。 <u>ただし、秘密会とした会議においては、オンライン会議システムによる出席は認めない。</u>
2 (略) 第 20 条~第 30 条 (略)	2 (略) 第 20 条~第 30 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

恵庭市議会会議規則の一部改正について

恵庭市議会会議規則の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年3月18日提出

恵庭市議会議員 市 川 愼 二 前 田 孝 雄 野 沢 宏 紀 柏 野 大 介 武 藤 光 一

記

恵庭市議会会議規則の一部を改正する規則

恵庭市議会会議規則(昭和48年議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案	
第 1 条~第 94 条 (略)	第 1 条~第 94 条 (略)	
	(出席委員に関する措置)	
	第94条の2 恵庭市議会委員会条例(昭和48年	
	条例第2号)第14条の2第2項の規定により	
	委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオ	
	ンライン会議システム(以下「オンライン会議	
	システム」という。)により会議に出席した委員	
	は、前条第1項、第 96 条、第 99 条、第 108	
	条第1項、第119条第2項、第137条及び第	
	138条第1項の出席委員とする。	
第 95 条~第 116 条 (略)	第 95 条~第 116 条 (略)	
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)	
第 117条 委員会は、審査又は調査中の事件につ	第 117条 委員会は、審査又は調査中の事件につ	

現行	改正案
いて、必要があると認めるときは、委員でない 議員に対し <u>その</u> 出席を求めて説明又は意見を聞 くことができる。 2 (略)	いて、必要があると認めるときは、委員でない 議員に対し、会議(オンライン会議システムを 活用した会議を含む。第 142 条第 1 項におい で同じ。)への出席を求めて説明又は意見を聞 くことができる。 2 (略)
(委員長の発言) 第 118 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に <u>つき</u> 発言し、発言が終った後、 <u>委員長</u> に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。	(委員長の発言) 第 118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終った後、 <u>委員長席</u> に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。 2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。
第 119 条~第 128 条 (略)	第 119 条~第 128 条 (略)
(不在委員)第 129 条 表決の際会議室にいない委員は表決 に加わることができない。	(不在委員) 第 129 条 表決の際会議室にいない委員は表決 に加わることができない。 <u>ただし、オンライン</u> 会議システムにより会議に出席した委員は、こ の限りでない。
第 130 条 (略)	第 130 条 (略)
(起立による表決) 第 131 条 委員長が表決をとろうとするときは、 問題を可とする者を起立 させ、起立者	(起立による表決) 第131条 委員長が表決をとろうとするときは、 問題を可とする者を起立 <u>又は挙手(オンライン</u> 会議システムを活用した会議にあっては、挙 手)をさせ、起立者又は挙手者(オンライン会議
	丁/でCC、爬业日入は手丁日(ペイノイイ云硪

	現行	改正案
2	の多少を認定して可否の結果を宣告する。 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき <u>又</u> は <u></u> 委員長の宣告に対して出席委員から異議 があるときは、委員長は、記名又は無記名の投 票で表決をとらなければならない。	システムを活用した会議にあっては、挙手者)の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、 又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、この限りでない。
第	(投票による表決) 5 132 条 委員長が必要があると認めるとき、 又は出席委員から要求があるときは、記名又は 無記名の投票で表決をとる。	 (投票による表決) 第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、 又は出席委員から要求があるときは、記名又は 無記名の投票で表決をとる。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、この限りでない。 2 (略)
第	5 133 条~第 136 条 (略)	第 133 条~第 136 条 (略)
第	(簡易表決) 「137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対し、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。	(簡易表決) 第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対し、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)の方法で表決をとらなければならない。
第	5 138 条~第 141 条 (略)	第 138 条~第 141 条 (略)
第 2	(紹介議員の委員会出席) 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 (略)	 (紹介議員の委員会出席) 第 142 条 委員会は、審査のため必要があると 認めるときは、会議において紹介議員の説明を 求めることができる。 2 (略)
第	5 143 条~第 168 条 (略)	第 143 条~第 168 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。